

# 国際的な動向について

- ・CEDAW最終見解に対するフォローアップ
- ・APEC女性と経済サミット
- ・第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合

平成23年度都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議



平成24年 1月19日  
男女共同参画局総務課

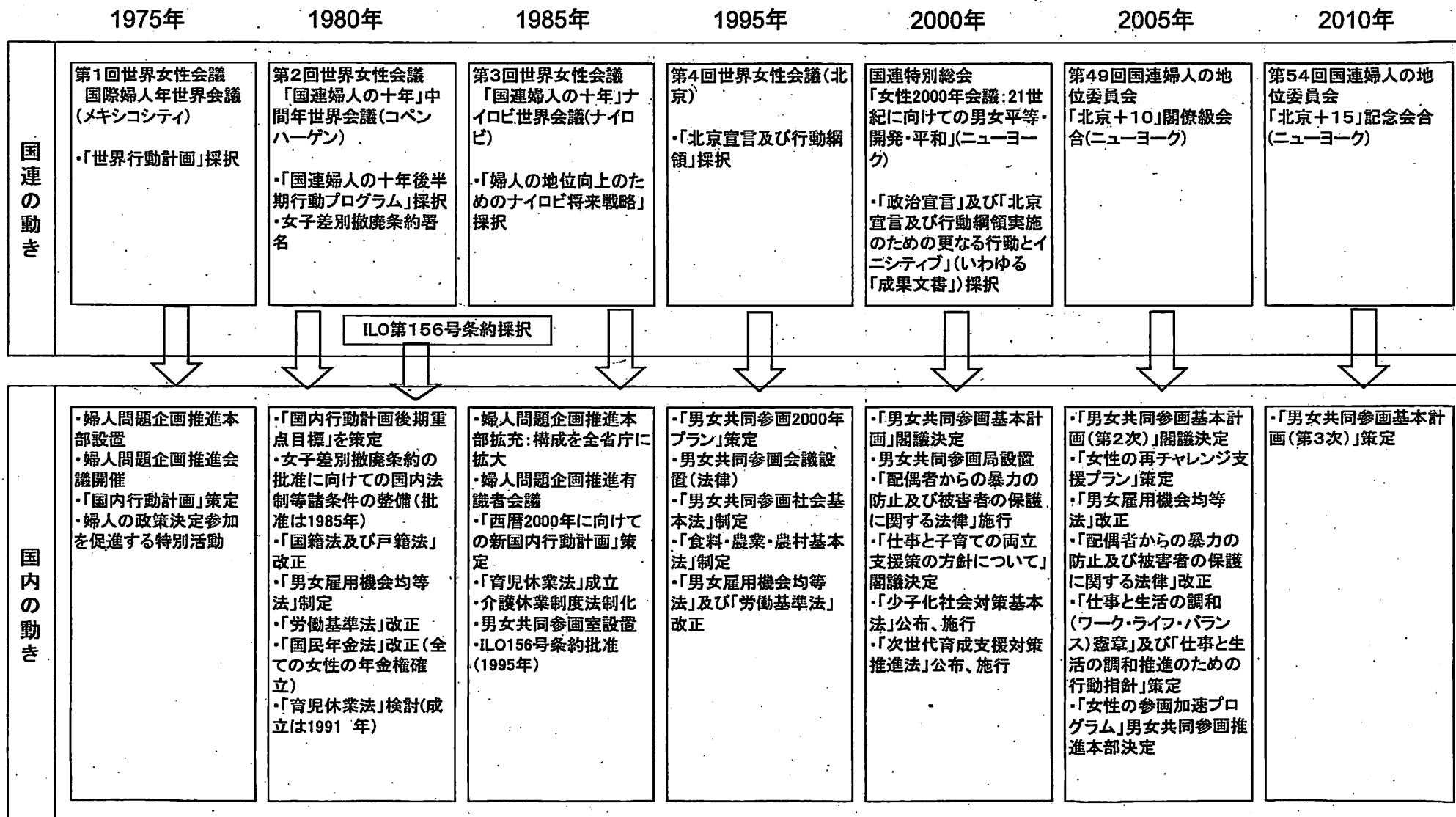




男女共同参画

# 国連等の動きと国内本部機構を中心とした主な取組み

チャンスをつかち  
未来を拓こう





男女共同参画

# 男女共同参画に関する国際的な指標

チャンスを分かち、  
未来を拓こう

**HDI** (人間開発指数) 2011年公表

12位/187か国

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.943
2	オーストラリア	0.929
3	オランダ	0.910
4	米国	0.910
5	ニュージーランド	0.908
6	カナダ	0.908
⋮	⋮	⋮
12	日本	0.901

「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。  
(平均寿命、1人あたりGDP、就学率(等))

**GII** (ジェンダー不平等指数) 2011年公表

14位/146か国

順位	国名	GII値
1	スウェーデン	0.049
2	オランダ	0.052
3	デンマーク	0.060
4	スイス	0.067
5	フィンランド	0.075
6	ノルウェー	0.075
⋮	⋮	⋮
14	日本	0.123

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。  
(妊産婦死亡率、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)(等))

**GGI** (ジェンダー・ギャップ指数) 2011年公表

98位/135か国

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.853
2	ノルウェー	0.840
3	フィンランド	0.838
4	スウェーデン	0.804
5	アイルランド	0.783
6	ニュージーランド	0.781
⋮	⋮	⋮
98	日本	0.651

経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。  
0が完全不平等、1が完全平等



男女共同参画

# 女子差別撤廃委員会最終見解（2009年8月）

チャンスをつかち、  
未来を拓こう

国連の女子差別撤廃委員会は、2009年7月、女子差別撤廃条約の実施状況に関する我が国の第6回報告を審査。これを踏まえ、同年8月、我が国の報告に対する同委員会の最終見解が公表された。

## ● 主要関心事項及び勧告

- (1) 最終見解の実施への国会の関与
- (2) 前回の最終見解における未実施勧告への取組
- (3) 民法の改正(婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、選択的夫婦別氏、婚外子差別の是正)
- (4) 女子差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続
- (5) 女性に対する差別の定義の国内法への取り込み
- (6) 国内人権機構の設立 (7) 国内本部機構の強化
- (8) 雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施
- (9) 意識啓発や教育プログラムによる固定的性別役割分担意識の解消
- (10) 女性に対する暴力の問題に対する取組
- (11) 人身取引及び売春の被害者保護及び支援への取組
- (12) 政治的及び公的分野における女性の参画を促進するための取組
- (13) 教育分野における男女共同参画の更なる推進
- (14) 労働市場における男女平等を実現させるための取組
- (15) ワーク・ライフ・バランスを促進するための取組
- (16) 若年層を対象とした性の健康に関する教育の促進
- (17) マイノリティ女性に対する情報提供及び差別を解消するための取組
- (18) 弱者女性に関する情報提供及び取組
- (19) 北京宣言及び行動綱領の活用の継続
- (20) ミレニアム開発目標達成に向けた取組における社会的性別(ジェンダー)の視点の取り込み
- (21) 未締結国際人権条約の批准の検討 (22) 最終見解の内容の周知、条約等の広報

2011年8月

フォローアップ報告  
提出

※女子差別撤廃条約について

- ・ 1979年「女子差別撤廃条約」採択
- ・ 1985年 日本批准

等

# 女子差別撤廃委員会最終見解フォローアップ (2011年8月)

2009年8月に女子差別撤廃委員会から公表された我が国に対する最終見解では、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正及び女性の参画拡大のための暫定的特別措置の2項目について、2年以内にフォローアップを行うこととされており、2011年8月、政府はフォローアップ報告を国連に提出した。

## 【日本政府報告概要】

### ○民法改正について

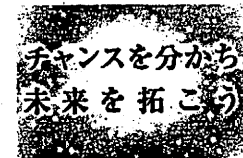
- ・ 嫡出でない子の相続分に関する民法の規定についての最高裁決定。
- ・ 民法及び戸籍法の一部を改正する法律案(仮称)を第174回国会内閣提出予定法律案として登録(2010年1月)。
- ・ 男女共同参画会議2010年7月答申及び第3次男女共同参画基本計画において家族法制の整備について記載。同計画の広報活動を実施。

### ○女性の参画拡大のための暫定的特別措置について

1. 第3次男女共同参画基本計画の策定と暫定的特別措置の取組強化について
  - ・ 意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定したゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入。
  - ・ 最終見解において指摘された分野については、男女共同参画基本計画(第2次)よりも数値目標項目数を増やし(5項目→19項目)、重点的に取り組む。
2. 政治分野への女性の参画の拡大
3. 行政分野への女性の参画の拡大(1)国家公務員への女性の参画拡大に関する取組(2)地方公務員への女性の参画拡大に関する取組
4. 雇用分野における女性の参画の拡大
5. 学術分野における女性の参画の拡大
6. あらゆるレベルでの女性の参画の拡大
7. 推進体制等の強化
8. 広報啓発活動の強化



# フォローアップ報告に対する女子差別撤廃委員会の見解 (2011年11月)



## (1) 暫定的特別措置

評価: 委員会の勧告が履行されている。

勧告: 第3次男女共同参画基本計画の成果等について、次回定期報告(2014年7月)に含めること。

## (2) 民法改正

評価: 委員会の勧告が部分的に履行されている。(改正案が政府により準備されたことを評価)

勧告: 民法改正法案成立のために講じた措置を1年以内(2012年11月)に報告すること。



# APEC女性と経済サミット

(2011年9月13~16日 米国・サンフランシスコ)

チャンスをつかち、  
未来を拓こう

## 1. 参加者

APEC地域内の閣僚、CEOなど

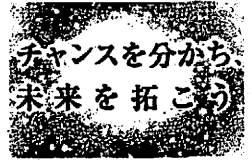
※女性と経済に関する幅広い分野の閣僚(外務、貿易・中小企業、女性担当等)が参加。

## 2. 会議の内容

基調講演、全体会議や分科会でのパネルディスカッション等に併せ、「女性と経済パートナーシップ(PPWE)」、「ハイレベル政策対話(HLPD)」が開催され、各エコノミーの官民の代表やUN Women等国际機関が、経済成長のための女性の経済活動への参画強化のために取り組むべき内容に関して議論し、「宣言」を採択。



## クリントン国務長官基調講演（9月16日）



- 女性の経済参画を拡大し、女性の効率と生産性を高めることによって、APECエコノミーの競争力と成長に非常に大きな好影響をもたらされる。
- 女性の参画は進んだものの、指導的な役割についている女性はまだ少ない。
  - Fortune誌世界500社のうち、女性がCEOを務めるのは11社。
- 資本や市場へのアクセスに対する障壁が存在。これが取り除かれ、女性の潜在能力が発揮されることが経済発展にもつながる。
  - 女性の労働参加の障壁を減らすことにより、日本のGDPは16%増加するとの試算もある。
- 本サミットでの宣言に基づき着実な取組を進める。





# サンフランシスコ宣言（9月16日）

チャンスをつかち  
未来を拓こう

女性の資本へのアクセス、市場へのアクセス、能力技能形成およびリーダーシップの向上を優先分野として、政府関係者に求める具体的措置を提案

## 1 資本へのアクセス

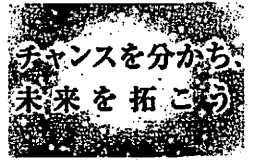
- 相続、夫婦の共有財産、動産及び不動産の所有権等に関する女性の法的地位の検証
- 女性起業家のための、金融サービスへのより広範なアクセスの促進
- 少額融資を含めた中小企業の融資プログラムの一覧表の作成、活用の検証
- 女性が経営する中小企業の資本アクセス能力改善に関する、政府による好事例の共有、検証
- 中小企業とそのファイナンスに関する性別データ収集に関するOECD等の関与への協力

## 2 市場へのアクセス

- 女性経営者・起業家の直面する規制等の障壁を取り除く、政府等のプログラムの検証
- ビジネス関係と流通経路へのアクセスを支援する、女性のネットワーク等の検証



# サンフランシスコ宣言（9月16日）



## 3 能力技能形成

- 女性の能力及び女性がスキルを身につけることを阻害する差別的慣行の排除
- 政府による女性の起業家相談や訓練機会を支援する好事例の共有及び検証
- 中小企業の支援プログラムにジェンダーの分析を組み入れることによる理解促進
- 女性経営者の研修にあたり、各エコノミーのIT技術利用の好事例の共有
- 小規模及び零細企業における女性のビジネスモデルの共有

## 4 女性のリーダーシップ

- 次世代の女性のリーダーの後押し
- 経済成長・企業の競争力に対するジェンダー多様性イニシアティブの効果の共有、意識向上
- 女性のエンパワーメントのための施策を促進することにより得られる経済的利益の広報
- 農村及び先住民の女性、社会的企業の公平な参加の促進、機会へのアクセスの増大
- 女性起業家やビジネスリーダーの地位向上のためのモデル化
- ABACメンバーへの女性の参画促進（少なくとも1人は女性とする）
- 取締役や政府における上級管理職の女性の数を増やすための、積極的アプローチと官民協働促進



# APEC首脳宣言等における「女性と経済」への言及

チャンスをつかち  
未来を拓こう

## APEC首脳宣言 (2011年11月13日)

### 今後に向けて

我々は、強固で、あまねく広がる地域成長を促進するため、APECエコノミーにおける女性の経済的な機会の拡大のための具体的な行動をとることにコミットする。我々は、女性と経済に関するサンフランシスコ宣言を歓迎し、またその履行をモニターすることを約束する。

## APEC閣僚宣言 (2011年11月11日)

### 女性と経済への取組

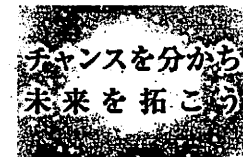
我々は、所定の成長戦略として全範囲の経済活動への女性参加の重要性を強調した。この点で、我々は、女性の経済的なエンパワーメントを進めるため、APECの強い伝統である官民協力を活用する女性と経済に関する政策パートナーシップの設立を歓迎した。我々は、カルフォルニア州サンフランシスコで9月に開催されたAPEC女性と経済サミットを称賛した。

我々は、女性と経済に関するサンフランシスコ宣言を実施すること及び宣言中に言及されている女性の商業への完全参加を妨げる4つの主要課題を克服することにコミットした。課題は、(1)資本へのアクセス、(2)市場へのアクセス、(3)能力と技能向上、(4)女性のリーダーシップ。我々は、これらの障害を克服するため協力を継続することを宣言した。



男女共同参画

# 第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合 (2011年11月17・18日 カンボジア・シェムリアップ)



## 1. テーマ

- 全体テーマは、「経済危機に対する回復力構築と前進」。サブ・テーマとして、「グリーン経済」、「女性と経済危機と回復」、「労働と移住」及び「ワーク・ライフ・バランス」。

## 2. 参加国・機関

- 東アジア12カ国(ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)
- 2国際機関(UN Women及び国連開発計画(UNDP))

## 3. 共同声明の概要

- 男女共同参画の実現によるバランスのとれた持続的成長の実現、特に、グリーン経済における雇用創出や女性起業家支援が必要。
- 市民社会・民間セクター等との協働、施策の実施プロセスの十分な透明性と監視システム、省庁間の調整の重要性を認識。
- 男女共同参画と家族に親和的な企業による社会的責任(CSR)の実践を普及・促進すること、ワーク・ライフ・バランスをより推進するための支援と保障を提供するため、国、民間セクター及び市民社会の間での戦略的パートナーシップを構築することの重要性を認識。